

ムソーの放射性物質に関する取り組みについて

弊社では対象地域の原料または対象地域で製造しております商品は、放射性物質を測定し、「検出下限値 10 Bq/kg 未満で不検出」であることとし、安全性の確認をしております。今後（5月以降）の測定は、放射性物質に関するムソー基準を下記とし、取扱商品の測定基準値を下げ、『検出下限値 3 Bq/kg 未満で不検出』であることを取り扱い基準といたします。

記

【対象原料】

原発事故後に対象地域で収穫(漁獲)されたもの
(都道府県が特定できない場合も対象とする)

【対象地域】

18都県(愛知・静岡・長野・山梨・埼玉・神奈川・東京・群馬・新潟・千葉・茨城・栃木・福島・宮城・山形・岩手・秋田・青森)

【対象商品】

対象原料又は製造工場が、対象地域18都県である商品

【測定基準】

- ・最終商品が、放射性物質不検出であることを確認します。
但し、対象原料毎に測定し不検出である場合は、確認できたものとします。
- ・測定する放射性核種は、半減期が8日と短く今後の影響が少ないと考えられることからヨウ素131を除き、セシウム134とセシウム137を対象とします。
- ・測定方法は、ゲルマニウム半導体検出器(精密機器)やヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器等、精度の高い装置を使用し、検出下限値3 Bq/kg以下での測定とします。ヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器で、3 Bq/kg以上の数値が検出された場合は、ゲルマニウム半導体検出器で再検査を実施し、取り扱いについて判断します。
- ・測定頻度は、対象原料の収穫年度や産地が切り替る際に実施します。
また、製造ロット毎に変わる生鮮原料(肉類・卵・乳製品・野菜等)を使用の商品は、年3回原料を測定するか最終商品を測定することとします。
- ・製造工場のみ対象の商品は、最終商品又は工場内使用水を年1回測定します。
使用水を測定する場合は、検出下限値を1 Bq/kg以下とします。(2012年5月より)

以上